

海 幕 人 第 4 7 号
令和6年2月19日

改正 令和7年5月 9日 海幕人第175号

海上幕僚監部各部等の長
各 部 隊 の 長 殿
各 機 関 の 長

海上幕僚監部人事教育部長
(公印省略)

テレビ会議形式の口述試験の実施要領等について（通知）

標記について、別紙のとおり通知する。

別 紙

試験実施要領

1 試験官等の責務

(1) 試験官

試問の実施及び採点並びに不正防止の監視

(2) 監督者

ア 試験場の設置、端末の設定

イ 受験者の本人確認、試験場等への誘導

ウ 不正防止の監視

エ その他、試験官のうち先任者（以下「総括試験官」という。）の指示事項に関する現地での連絡、調整、報告等

2 準備物件

付紙のとおり。

3 通信系

通信系	主	副	備 考
試問回答系 (試験官－受験者)	V T C (音声及び映像)	電話	電話使用時は双方スピーカーとし、試験官、監督者及び受験者が全員同時に音声を確認できること。
試験統制系 (総括試験官－監督者)	チャット	電話	

4 試験場の設置条件

(1) 試験場内に試験を実施する区画（以下「試験区画」という。）及び未受験者を待機させる区画（以下「待機区画」という。）が設定できること。

(2) 試験区画及び待機区画に不正につながるおそれのある掲示物、図書等がないこと。

(3) 試験区画に前項の通信系が設置できること。

(4) 試験区画の騒音が局限され、通信系による通話に支障がないこと。

5 細部要領

- (1) 試験官及び監督者は試験開始30分前（標準）に通信確認を実施するとともに、試験要領及び試験場の確認を実施する。
- (2) 監督者は、各受験資格の試験開始前までに当該受験資格の受験者総員を待機区画に集合させ、同一受験資格の既受験者等と接触させないようにする。
- (3) 総括試験官の指示により、監督者は受験者を試験区画に1名入室させ、本人確認（受験者名簿と受験者の携行する身分証明書を整合）する。
- (4) 監督者は、試問中、試験区画を閉鎖し、試問中の受験者及び監督者以外の者を試験区画に立ち入らせないようにする。
- (5) 試問及び回答の要領は、試問回答系を使用するほか、対面形式と同じ。
- (6) 受験者が回答したならば、試験官は復唱等を用いて受験者に対して回答内容にそごがないか確認する。
- (7) 図画を用いて回答させる場合は、画用紙等に描画させた後、カメラの前に掲示させる（副通信系（電話）を使用する場合は、図画を用いる問題は出題しない。）。
- (8) 音質の不良又は音声の途切れにより、試問内容又は回答内容が聞き取れない場合、同一内容について2回までは主通信系により再送要求し、これによっても聞き取れなかった場合は、総括試験官の指示により、試問回答系を副通信系に切り替える。

6 試験の中断・中止

- (1) 通信確認において主、副いずれの試問回答系も通信不能な場合、総括試験官の指示により予備日に延期する。
- (2) 試験実施中に主、副いずれの試問回答系も通信不能となった場合、次のとおりとする。
 - ア 総括試験官の指示により、試験を一時中断し、試験官及び監督者は通信の復旧を試みる。
 - イ 通信復旧までの間、試問中の受験者は試験区画内で、待機中の受験者は待機区画で待機させる。
 - ウ 通信の復旧を試みて30分以上経過し、復旧の見込みがない場合又は頻繁に通信が途絶し、円滑な試験の実施ができない場合、総括試験官は当日の実施を中断する。
 - エ 中断以前に試験を終了していた受験者の採点結果は有効とし、予備日に再試験は実施しない。
 - オ 中断以降の受験者については、受験部隊における同一受験資格の受験者総員が未受験の場合、予備日に受験することができる。
- (3) 予備日も通信不能な場合、総括試験官は試験を中止する。試験中止までに試験を終了していた受験者の試験結果を有効とし、残りの受験者は未受験として

取り扱う。

- (4) 試験中に任務上の所要等により、試験を中断又は中止する場合は、次のとおりとする。

ア 受験部隊の指揮官は、任務上の所要等により試験環境を維持できないと認めたならば、監督者を通じ、総括試験官に試験の中断又は中止を進言するものとする。ただし、総括試験官の指示を受けるいとまがない場合は、監督者に試験の中断又は中止を通知し、任務上の所要の処置をとることができるものとする。監督者は受験部隊の指揮官から試験の中断又は中止を通知されたならば、これを遅滞なく総括試験官に報告する。

イ 中断又は中止後の処置は、本項第2号エ及びオ並びに前号に準ずる。

7 その他

- (1) 艦艇を試験場とする場合、艦艇乗員の任免権の範囲を所掌する地方海技審委員会が試験官を実施する。
- (2) 陸上を試験場とする場合、横須賀地方海技審査委員会が試験官を実施する。
- (3) 受験部隊はテレビ会議形式での受験の必要性を認めたならば、テレビ会議形式での口述試験受験申請書（付紙様式）に必要事項を記入し、試験を担当する地方海技審査委員会庶務にMS I I オープン系メールで提出する。申請書を受領した地方海技審査員会は、受験部隊と試験日時等の細部要領を調整する。

付 紙

準 備 物 件

機器・用具	試験官所在場所	試験場（試験区画）	備 考
VTC用端末 （MSIIオープン 系又はクローズ系）	1 台	1 台	試問回答系
チャット用端末 （MSIIオープン 系又はクローズ系）	1 台 （VTCと兼用可）	1 台	試験統制系
電話（スピーカー機 能あり）	1 台	1 台	
口述試験問題集	2 冊	—	
口述試験判定表	必要数	—	
受験者名簿	2 部	1 部	
筆記用具一式（ボー ルペン、朱肉等）	2 セット	—	
筆記具一式（鉛筆、 消しゴム等）	—	1 セット	図画を用いる 回答用
画用紙等（白紙）	—	必要数	

〇〇〇地方海技審査委員会 殿

テレビ会議形式での口述試験受験申請書

部隊名

試験実施希望日時 (予備)			
監督者 (所属・階級・氏名)			
試験区画			
待機区画			
通信系	試問回答系 (主)	クローズ系・ オープン系の別	
		入系アカウント名	
	試験統制系 (主)	クローズ系・ オープン系の別	
		入系アカウント名	
	電 話 (副)	回線の種類	
		スピーカー機能 の有無	
		電話番号	
	準備物件の有無		